

公安委員会 説明資料No. 1	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について	令和3年9月2日 交 通 局
<p>1 意見募集の趣旨 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正等に当たり、その改正案等を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間 令和3年9月3日（金）から令和3年10月2日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案 安全運転管理者の業務として、 ア 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を用いて確認を行うこと イ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること ウ アルコール検知器を常時有効に保持すること を新たに定めることとする。</p> <p>(2) 道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件 (1)アの安全運転管理者が運転者の酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器として国家公安委員会が定めるものは、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。</p> <p>4 施行期日 令和4年4月1日</p>		

1 概要

我が国のマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F 第四次対日相互審査（令和元年5月開始）につき、8月30日、F A T F が審査結果を公表したもの。

審査は、警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省（全体とりまとめ）等において対応した。

2 結果

（1）法令等の整備状況の評価

全体では、C（適合）が4個、LC（概ね適合）が24個、PC（一部適合）が10個、NC（不適合）1個。そのうち、PC・NC評価を受けた項目例は以下のとおり。

- ・勧告2 国内関係当局間の協力（評価：PC）
- ・勧告5 テロ資金供与の犯罪化（評価：PC）
- ・勧告8 非営利団体（NPO）の悪用防止（評価：NC）
- ・勧告22 指定非金融業者等の顧客管理（評価：PC）
- ・勧告24 法人の実質的所有者（評価：PC）

（2）有効性の評価

全体では、S（十分な有効性）が3個、M（中程度の有効性）が8個。そのうち、M評価を受けた項目例は以下のとおり。

- ・項目3 金融機関・非金融機関のリスクに応じた監督等（評価：M）
- ・項目4 金融機関・非金融機関による予防措置（評価：M）
- ・項目5 法人等の悪用防止（評価：M）
- ・項目7 資金洗浄の措置・訴追・制裁（評価：M）
- ・項目10 テロ資金の凍結・NPO（評価：M）
- ・項目11 大量破壊兵器の拡散金融（評価：M）

3 その他

（1）今後、指摘事項の改善状況について、令和4年10月以降3回にわたり、F A T F 全体会合で報告が求められ、その後、第五次対日相互審査が開始される予定。

（2）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議において、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定。

公安委員会 説明資料No. 3	令和3年度警察庁総合防災訓練の 実施について	令和3年9月2日 警 備 局
--------------------	---------------------------	-------------------

1 概要

警察庁総合防災訓練は、例年「防災の日」を中心とした「防災週間」(8月30日から9月5日まで)に各種訓練を実施するものであるが、本年度は、東京2020パラリンピック終了後の9月7日から9月14日までの間に実施する。

2 警察庁における訓練

(1) 実施日

令和3年9月7日(火)～9月14日(火)

(2) 想定

- 午前7時10分頃、首都直下地震が発生し、公共交通機関が使用できないことを想定。
- 地震の規模はマグニチュード7.3(推定)、東京都で最大震度7を観測。
- 津波の最大波の高さは、東京湾内湾、相模湾・三浦半島で1mと予想。

(3) 訓練の流れ

警察庁訓練	政府訓練 (参考)
【9月7日】 07:10 発災 安否確認訓練 緊急連絡訓練 幹部緊急輸送訓練 09:00 緊急災害警備本部設置運営訓練 【9月7日～9月14日】 ・非常参集訓練	【9月1日】(実施済) 07:10 発災 閣僚徒歩参集訓練 08:25 緊急災害対策本部会議 臨時の閣議 09:00 内閣総理大臣会見 (防災担当大臣立会) 【11月7日(日)】 ・現地調査訓練 (訓練会場：九都府合同防災訓練会場：神奈川県横浜市)

※ 9月1日、国家公安委員会臨時会議開催訓練を実施済み。

3 都道府県警察等における訓練

「防災週間」の期間中、21府県警察及び皇宮警察本部において、地方公共団体等が主催する防災訓練に参加予定。その他の26都道府県警察は、防災週間の期間以外の日実施予定。

4 新型コロナウイルス感染症防止対策

訓練を分散、参加者を限定するなどして「三つの密」を回避。